

業務名：札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

記載箇所	質問	回答
企画競争提案説明書 3（5）	委託対象債権アに未収債権（元利償還金及び違約金）の内、発注者が指定するものとありますが、元利償還金と違約金の金額内訳をご教示ください。また同一債権で元利償還金と違約金が混在する債権が存在するかご教示ください。	未収債権のうち、全額元利償還金のため、違約金は0円となります。そのため、混在するものはありません。
企画競争提案説明書 3（5）	委託対象債権イに委託予定債権 792 件とありますが、対象債権の主債務者および連帯保証人等、請求対象となる債務者の人数は何人程になりますかご教示ください。（概算で結構です）	委託予定債権のうち、債務者数は約2,000人となります。
仕様書 6（2）	納付方法の相談業務アに札幌市と協議の上、毎月の納付額を決定すること。とありますが個別案件について都度、協議を行い納付額の決定を行うという理解で宜しいでしょうか。事前に基準を設ける等の対応は可能ですでしょうか。	事前に一定の裁量基準を設ける等の対応は可能です。
仕様書 6（3）	収納金の保管・払込業務のイに受託者が未収金の支払いを受けた場合は、債務者等から領収書の交付を要しない旨の申出があった場合を除き、原則領収書を交付しなければならない。とありますが、本業務専用口座で受けた場合にも領収証の交付が必要という理解で宜しいでしょうか。それとも現金書留等による送金又は現金の受領があったときのみ、必要という理解で宜しいでしょうか。	専用口座で受領した場合も含みます。ただし、送付する催告書等に『口座振込の場合は、原則として、領収証書の交付を要しない旨の申出があったものとして、領収証書の交付を省略させていただきます。領収証書が必要な場合には、領収証書の交付を希望される旨を申し出てください。』等と記載することで、領収証書の交付を省略することは可能とします。この場合でも、債務者から領収証書の交付を希望する申出があった場合は、領収証書の交付が必要です。
仕様書 6（3）	収納金の保管・払込業務のウに市が指定する方法により翌月 20 日（当該日が土曜日、日曜日又は祝休日にあたる場合は翌日）までに納付しなければならない。とありますが札幌市が指定する方法とはどのような方法でしょうか。納入通知書または納付書により送金する場合は指定期間の回収金額を一括で納付可能か、個人や種別毎に納付が必要なのかご教示下さい。	毎月の種別毎の納入通知書により納付していただく見込みです。
仕様書 6（4）	調査業務に債務者等の死亡が判明した場合は、必要に応じて相続人を確認すること。とありますが、相続人調査は請求対象者が死亡した場合には必須でしょうか。その場合、第何順位の相続人まで特定する必要があるかご教示ください。	法定相続人の第三順位までといたします。
仕様書 6（5）	最終報告に債務者等の居所・経済状況等の現地状況確認、催告及び分割納付等の内容の詳細について、対象債権ごとに文書で報告すること。とありますが、どのような書式を想定されているのかご教示ください。	左記の項目が含まれていれば、双方協議の上、任意の様式でも提出可能とする予定です。